

## 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会の公開に関する基準

平成 15 年 6 月 11 日	健康生きがい部長決定
平成 27 年 4 月 1 日	改正
平成 30 年 3 月 14 日	改正
令和 2 年 8 月 3 日	改正
令和 6 年 11 月 5 日	改正
令和 8 年 4 月 1 日	改正

### 第 1 目的

この基準は、板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会（以下「委員会」という）設置要綱（平成 14 年 12 月 27 日区長決定）第 7 条における会議の公開について、透明かつ公正な運営を期するとともに、区民の区政参加を促進することを目的としている。

### 第 2 会議の公開

委員会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容が法令、条例又は規則等により非公開とされている場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において、板橋区情報公開条例（平成 12 年板橋区条例第 1 号）第 6 条第 1 項各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う場合
- (2) 会議において、審査、補償、認定又は争訟の審議を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、各委員の率直な発言と意見交換に支障をきたすなど、当該会議の公正かつ円滑な審議が阻害され、会議の目的が達成されなくなるおそれがある場合

### 第 3 非公開の決定

委員会の会議を非公開としかどうかの決定は、委員会の長（以下「委員長」という）が必要と認め、委員会の議を経たときとする。

### 第 4 公開の方法

委員会の会議の公開は、会議の傍聴、会議の記録及び会議資料の閲覧の機会を提供することにより行う。

### 第 5 会議公開の手順

委員会の会議の公開及び傍聴は、次により行うものとする。

#### (1) 会議開催の周知

高齢政策課長は、会議を開催するに当たっては、次に掲げる事項を原則として開催日の 2 週間前までにホームページ、広報いたばし等で周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

- ① 会議の名称
- ② 開催日時
- ③ 開催場所
- ④ 議題
- ⑤ 傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- ⑥ 問合せ先

## (2) 傍聴の申込手続

- ア 委員会の会議を傍聴しようとする者は、会議開催案内により公表された手続きに従い、委員長に対して傍聴の申込みを行い、承認を得なければならない。
- イ 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という）の定員は原則として、5人以下とする。ただし、委員長が認めるときは、この限りでない。
- ウ 傍聴をしようとする者が定員を超えるときは、先着順により決定するものとする。

## (3) 傍聴者の義務

傍聴者は、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- ① 他人に危害を加えるおそれのある物を携帯しないこと。
- ② ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込まないこと。
- ③ 酒気を帯びていないこと。
- ④ 会議中にみだりに席を離れないこと。
- ⑤ 発言し、又は拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- ⑥ 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- ⑦ 飲食および喫煙をしないこと。
- ⑧ 携帯電話等を使用しないこと。
- ⑨ 許可無く写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- ⑩ その他会議の支障となる行為をしないこと。

## 第6 傍聴者への会議資料の配付

委員長は、会議を開催するときは、会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料に板橋区情報公開条例第6条第1項各号に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

## 第7 会議録の作成

- (1) 高齢政策課長は、会議の公開、非公開ともにかかわらず、会議の終了後速やかに会議録を作成するものとする。
- (2) 会議録には、次の事項を記載する。
  - ア 会議の名称
  - イ 開催日時
  - ウ 開催場所
  - エ 議題

- オ 出席者（出席委員、区側出席者、事務局職員）
- カ 会議の傍聴の可否
- キ 傍聴者数
- ク 配付資料（事前・当日の配付資料名を記載する）
- ケ 会議概要
- コ 所管課名

（３）会議録は、会議の概要又は発言内容を記録するものとし、会議の経過およびその結果の要点が分かるよう記載するものとする。

（４）高齢政策課長は、議事録に記載する事項に非公開事項が含まれる場合は、当該事項を除いた会議録を作成する。

## 第８ 会議録の公表

高齢政策課長は、作成した議事録が確定した後、「板橋区情報公表の推進に関する事務処理手続」（平成１２年６月８日区長決定）により会議録を公表する。

付 則

この基準は、平成１５年７月１日から施行する。

付 則

この基準は、平成２７年４月１日から施行する。

付 則

この基準は、平成３０年４月１日から施行する。

付 則

この基準は、令和２年８月３日から施行する。

付 則

この基準は、令和６年１１月５日から施行する。

付 則

この基準は、令和８年４月１日から施行する。